



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

現在開会中の第211回通常国会において成立した法律のうち、フリーランスの保護に関する新法及び改正景品表示法の概要をご紹介します。

◆フリーランス・事業者間取引適正化法の成立

本年4月、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（通称「フリーランス・事業者間取引適正化法」）が成立し、5月12日に公布されました（同日から1年6か月以内に施行予定）。

以下、同法の内容を概観してみたいと思います。

1. 成立の背景

近年、働き方の多様化に伴い、企業や組織に所属しない、いわゆるフリーランスの事業者が増加しているといわれます。こうした形態は、よりフレキシブルな就業を可能とする一方、収入を安定して得ることが難しいという側面があります。新法は、**フリーランスの安定した就業環境を整備することを目的**としています。

2. 企業の義務

(1) 報酬の支払い等に関する義務

企業（特定業務委託事業者）は、業務を受託する者のうち、従業員を使用しない者（特定受託事業者）に対し、次の通りの義務を負います。

ア **仕事の内容や報酬額等を書面又は電子データによって明示すること。**

イ 特定受託事業者から当該業務に関する給付を受領した日から**60日以内（再委託の場合、発注元から支払を受ける期日から30日以内）に報酬支払期日を設定し、支払うこと。**

(2) 禁止行為

特定業務委託事業者は、次の行為を禁じられます。

ア 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく**受領を拒否**すること。

イ 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく**報酬を減額**すること。

ウ 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく**返品**を行うこと。

エ 通常の相場に比して**著しく低い報酬の額を不当に定める**こと。

オ 正当な理由無く**自己の指定する物の購入やサービスの利用を強制**すること。

カ 次の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害すること

① 自己のために**金銭、役務その他の経済上の利益を提供させる**こと。

② 特定受託事業者の責に帰すべき事由なく**内容を変更**させ、又は**やり直させる**こと。

その他にも、企業には種々の義務を負うものとされていますが、こうした規定に違反した場合、

行政から指導や勧告等を受け、場合によっては刑事罰が科されることとなります。

◇景品表示法の改正

本年5月、「不当景品類及び不当表示防止法」（通称「景品表示法」）が成立し、5月17日に公布されましたのでその概要をお知らせします（公布日から1年6か月以内に施行予定）。

1. 事業者による対応の促進

優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請して認定を受けたときは、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないという制度が新設されます。

また、消費者へ返金を行った場合に課徴金額が減額される場合の返金方法として電子マネー等も利用できるようになります。

2. 罰則の強化

課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握できない期間がある場合に売上額を推計することができるようになります。また、**過去10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者の課徴金を1.5倍に加算**されます。

そして、優良誤認表示及び有利誤認表示に対しては、その行為者に**100万円以下の罰金**が科される旨の規定が新設されます。

3. 円滑な法執行の強化

措置命令の送達手続きが整備され、**外国執行当局に対する情報提供制度**が新設されます。

また、適格消費者団体が事業者に対して表示の裏付けとなる根拠資料の開示を要請でき、事業者が要請に応じる努力義務を負うこととなります。

4. コメント

全体として景品表示法違反に対する罰則が強化されたので、一般消費者を取引相手とする事業においては、一層注意が必要です。

弁護士友成、弁護士門屋

法務トピックス

◆改正特定商取引法(特商法)(令和5年6月1日施行)

消費者利益の擁護推進のため、事業者が交付しなければならない契約書面（申込書面・契約書面・概要書面）等について**消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送信やWebサイト上での閲覧・ダウンロード等）により行うことを可能にする規定が整備**されました。導入する企業は、体制の構築が求められるとともにこの導入による消費者トラブルの発生防止策等を検討する必要があります。詳細は**消費者庁のHP**をご参照下さい。